

成人男性を対象とした風しんの追加的対策のご案内

成人男性を対象とした風しんの追加的対策の対象になりましたので、ご案内いたします。
下記や別紙をお読みにになり、抗体検査や予防接種を実施されますようお願いいたします。

1. 対象： 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
(上記対象のうち、令和元年度は昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を対象にクーポン券をお届けしています。)

2. 料金： 無料(令和4年3月31日までの3年間に限り、公費で受けられます。)

3. 助成回数： 抗体検査、予防接種ともに 1人1回

4. 当日持参するもの：

	持参するもの	抗体検査	定期予防接種
①	<u>同封のクーポン券</u> (クーポン券には有効期限がありますのでご注意ください。)	○	○
②	<u>健康保険証や運転免許証など住所、氏名、生年月日が確認できるもの</u>	○	○
③	<u>風しん抗体価が「陰性」と記載されているもの</u> (風しん抗体検査結果が記載された風しんの抗体検査受診票等)	×	○

※ 持参しなかった場合は原則として検査・予防接種を受けることができませんのでご注意ください。

5. 追加的対策の流れと内容：

(1) **クーポン券が届きます。**



(2) **抗体検査を受けます。受検方法は下記①～③のうち1つ選択できます。**

- 受検方法：① 風しん追加的対策事業委託医療機関
- ② 村実施の特定健診(村実施の特定健診を受診する人に限る)
- ③ 事業所(勤務先)健診



(3) **抗体検査の結果、抗体が陰性の場合、定期予防接種の対象となります。**

- 接種場所：委託医療機関へ接種日、接種時間、予約が必要か等、必ずお問い合わせの上、受診してください。

6. その他：

○ 関川村以外の市町村に転出した場合、同封のクーポン券は使用できません。

転入先市町村の成人男性を対象とした風しんの追加的対策をご利用いただくこととなりますので、転入手続きの際には、ご確認ください。

○ 委託医療機関は、本事業に参加している全国の医療機関等で受けることができます。医療機関等リストや、詳しい情報については、厚生労働省のホームページ(「風しんの追加的対策」で検索できます)をご覧ください。

関川村及び村上市の医療機関一覧表は裏面に記載していますので、ご確認ください。

1～6につきまして、ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。



お問い合わせ先：
関川村役場 健康福祉課 保健師
電話 (0254) 64-1472 (課直通)

関川村及び村上市の風しんの追加的対策事業委託医療機関一覧表

地区	実施機関名	所在地	電話番号	受託範囲	
				風しんの抗体検査	風しんの第5期の定期予防接種
関川	関川診療所	新潟県岩船郡関川村下関515-1	0254-64-1051	○	○
	佐藤内科小児科医院	新潟県岩船郡関川村下関915	0254-64-1047	○	○
荒川	遠山医院	新潟県村上市坂町 1777	0254-62-2012	○	○
	佐野医院	新潟県村上市坂町 3262-7	0254-50-5170	○	○
	県立坂町病院	新潟県村上市下鍛冶屋 589	0254-62-3111	○	○
神林	澤田医院	新潟県村上市北新保 678	0254-66-7811	○	○
	鈴木医院	新潟県村上市有明 848	0254-66-5307	○	○
村上	いが医院	新潟県村上市南町 2-8-30	0254-50-7123	○	○
	おばた耳鼻科	新潟県村上市新町 6-53	0254-62-7830	○	○
	しぶや小児科医院	新潟県村上市新町 6-83	0254-53-8787	○	○
	たなか皮ふ科クリニック	新潟県村上市新町 9-90	0254-53-4112	○	○
	おたべ医院	新潟県村上市石原 4-7	0254-53-5885	○	○
	さくら内科クリニック	新潟県村上市仲間町 233-1	0254-53-1113	○	○
	羽鳥医院	新潟県村上市松原町 1-10-16	0254-52-3097	○	○
	安斎医院	新潟県村上市岩船上町 1-16	0254-56-7415	○	○
	瀬賀医院	新潟県村上市吉浦 3060-8	0254-58-2220	○	○
	村上総合病院	新潟県村上市田端町 2-17	0254-53-2141	○	○
	肴町病院	新潟県村上市田端町 16-7	0254-53-2781	○	○
	村上市はまなす病院	新潟県村上市瀬波中町 12-18	0254-53-2890	○	○
	瀬波病院	新潟県村上市瀬波温泉 2-4-15	0254-50-1900	○	○
	朝日	つなしま内科クリニック	新潟県村上市大場沢 3770-2	0254-72-0999	○
山北	青木医院	新潟県村上市府屋 604	0254-77-2003	○	○
	初野医院	新潟県村上市府屋 279-5	0254-77-2106	○	○
	医療法人徳洲会山北徳洲会病院	新潟県村上市勝木 1340-1	0254-60-5555	○	○

令和元年度 成人男性を対象とした風しんの追加的対策についての説明

(対象:昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性)

風しんの追加的対策とは：

2018年7月以降、風しんが全国的に流行したことを受け、国は緊急風しん対策を行うことを決めました。

風しんは感染力が強く、感染を拡大させないためには、社会全体が免疫を持つことが重要です。成人が感染すると高熱、発しんの長期化など症状が重くなることがあります。また、妊婦が感染すると、赤ちゃんが先天性風しん症候群になることがあります。

風しんの予防には、ワクチンが有効です。国は全国でこれまで風しん予防接種を受ける機会がなかった方を対象に、抗体検査を実施し、抗体のない方に予防接種を無料で実施することとしました。対象者へ順次クーポン券を発送しますので、まずは抗体検査を受けてください。

1. 風しん抗体検査（追加的対策）について：

■実施期間：

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

■対象者：

昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性で関川村に住所のある方
ただし、次に該当する方は対象外となります

- A 過去に風しんの抗体検査を受け、結果が「陽性」であった記録がある方
- B 過去に風しんの予防接種を受けたことがあり、その記録がある方（MR や MMR などの混合ワクチンも含めます）
- C 過去に検査で証明された風しんの罹患歴がある方

（過去の新潟県風しん抗体検査事業も含みます。県風しん抗体検査の結果は、新潟県 福祉保健部 健康対策課（感染症対策係） 電話 025-280-5200 へお問い合わせください。）

注意 1 助成は 1 人 1 回限りです。

注意 2 A、B、C の対象外の方であっても希望者は抗体検査を受けることができます。

■クーポン券発送について:

令和元年度は 5 月に、昭和 47 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性へクーポン券を発送します。(3 か年計画で段階的に行います。)

今年度クーポン券が届かない方でも対象(昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 47 年 4 月 1 日生まれの男性)の方で抗体検査や予防接種を希望する場合、申し出によりクーポン券を発行します。

関川村 健康福祉課 健康推進班 保健師へお問い合わせください。

■検査内容:

風しん抗体検査(血液検査)

■自己負担額:

無料(令和 4 年 3 月 31 日までの 3 年間に限り、公費で受けられます。)

■検査場所・利用方法:

1) 医療機関で受検する場合

「風しん抗体検査(追加的対策)」を受けたいと委託医療機関へ申し出をし、クーポン券を持参のうえ、対象者要件の確認を受け、検査を受けてください。

検査日、時間、予約が必要か等は、必ず、委託医療機関にお問い合わせください。

結果の返却方法 検査後、実施した医療機関へ結果の返却方法のご確認をお願いいたします。

村上市及び関川村の風しん追加的対策事業委託医療機関は別紙案内文を参照してください。

本事業に参加している全国の委託医療機関等でも受けられます。リストは、厚生労働省ホームページ(「風しんの追加的対策」で検索できます)をご覧ください。

2) 村実施の特定健診で受検する場合

村実施の特定健診を受診する人(国保被保険者等)は、村実施の特定健診で風しん抗体検査を受検できます。

特定健診受診時に特定健診受診票・個人記録票等と一緒にクーポン券を持参し、受付で提出してください。

健診日時・会場

令和元年 5 月 20 日（月）～ 5 月 24 日（金） 受付 13：30～15：00 村民会館アリーナ
令和元年 7 月 7 日（日） 受付 8：00～10：00 村民会館大ホール

結果の返却方法 検査結果は、特定健診の結果とともに返却されます。

3) 事業所健診で受検する場合

「事業所健診で風しん抗体検査（追加的対策）」を受けたいと事業者へ事前に申し出をし、クーポン券持参のうえ、対象者要件の確認を受け、検査を受けてください。

検査日等は、必ず、事業者（勤務先）又は事業者が行う健診機関へお問い合わせください。

結果の返却方法 検査後、事業者又は実施した健診機関へ結果の返却方法のご確認をお願いいたします。

■持ち物： ※忘れずに持参してください。

- 村発行のクーポン券
- 健康保険証や運転免許証など住所、氏名、生年月日が確認できるもの

2. 風しん定期予防接種（追加的対策）について：

この予防接種は定期予防接種です。効果や副反応をよく理解し、不明な点は、予防接種を受ける前に医師に質問し、十分理解した上で接種を受けて下さい。

■実施期間：

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

■対象者：

風しん抗体検査の結果、風しんの抗体が「陰性」（HI 法で 8 倍以下、EIA 法で 6.0 未満等）で
関川村に住所のある方

注意 1 定期接種は 1 人 1 回です。（過去に村の風しん予防接種費用助成を受けた方は対象外です。）

注意 2 風しん抗体検査の結果については、実施場所や時期は問いません。（本事業や県の抗体検査事業以外でも書類等で、検査方法と抗体検査の結果が陰性であることが確認できれば可。）

■対象ワクチン：

麻しん風しん混合（MR）ワクチン

■自己負担額：

無料（風しん抗体検査を実施せず、予防接種を受けた場合は全額自己負担となります。）

■接種場所・利用方法：

「風しん定期予防接種（追加的対策）」を受けたいと委託医療機関に申し出をし、クーポン券を持参のうえ、対象者であると確認を受けてください。

接種日、接種時間、予約が必要か等は、必ず、医療機関へお問い合わせのうえ、受診してください。

村上市及び関川村の風しん追加的対策事業委託医療機関は別紙案内文を参照してください。

本事業に参加している全国の委託医療機関等でも受けられます。リストは、厚生労働省ホームページ（「風しんの追加的対策」で検索できます）をご覧ください。

■持ち物： ※忘れずに持参してください。

- 村発行のクーポン券
- 健康保険証や運転免許証など住所、氏名、生年月日が確認できるもの
- 風しん抗体価が「陰性」と記載されているもの
（陰性：HI 法で 8 倍以下、E I A 法で 6.0 未満等）
（風しん抗体検査結果が記載された風しんの抗体検査受診票等）

■接種にあたっての注意事項：

【風しんについて】

風しんは、風しん患者のせきやくしゃみに含まれる風しんウイルスの感染によっておこる病気で、

潜伏期間は14～21日間です。軽いかぜ症状ではじまり、発熱、発疹、耳の後ろのリンパ節の腫れなどが主症状とされていますが、症状が出ないこともあります。抗体を持たない妊娠初期の妊婦が風しんウイルスに感染すると、心疾患、難聴、白内障などの障がいを起こす先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれることがあります。

【予防接種の効果】

予防接種を受けると95%以上が免疫を獲得することができます。

【予防接種の副反応】

主な副反応は、発疹、紅斑、かゆみ、発熱、リンパ節の腫れ、関節痛などです。稀に生じる重大な副反応は、ショック、アナフィラキシー、急性血小板性紫斑病、急性散在性脳脊髄炎、脳炎、脳症などが報告されています。

【予防接種を受けることが出来ない方】

1. 明らかに発熱（通常37.5℃以上）している方
2. 重い急性疾患にかかっている方
3. この予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー（全身のアレルギー反応）を起こしたことがある方
4. 風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明した方
5. 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことがあり、当該予防接種を行う必要がないと認められた方
6. その他、医師が接種不適切な状態と判断した方

【予防接種を受ける際に、医師とよく相談しなくてはならない方】

1. 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気などの基礎疾患がある方
2. 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた方
3. この予防接種の接種液の成分に対して、アレルギーを起こす恐れがある方
4. 過去にけいれん（ひきつけ）を起こした方
5. 過去に免疫不全の診断をされたことがある方および近親者に先天性免疫不全の方がいる方

【予防接種を受けた後の一般的注意事項】

1. 予防接種を受けた後30分間位は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
2. 接種後4週間は副反応の出現に注意しましょう。
3. 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこするのはやめましょう。
4. 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
5. 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は速やかに医師の診察を受けましょう。
6. 接種後2か月間は避妊する必要があります。

【健康被害救済制度について】

定期予防接種後、引き起こされた副作用により、医療機関での治療が必要になる、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法による補償を受けることができます。国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

定期予防接種後の副作用などが生じた場合には下記までご連絡ください。

【 お問合わせ先 】

関川村役場 健康福祉課
健康推進班 保健師
電話（0254）64-1472（課直通）